

国東市商品開発・改良支援補助金交付要綱

〔 国東市告示第 41 号
令和元年 8 月 14 日 〕

(目的)

第 1 条 この告示は、商品による本市の魅力発信及び産業の振興を図ることを目的として、商品の開発及び改良（以下「開発等」という。）を実施する事業者に対し、予算の範囲内で商品の開発等に係る経費の一部を補助することについて、国東市補助金交付規則（平成 18 年国東市規則第 62 号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内に事業所がある法人又は個人で、商品の製造及び販売を行っている者又はこれから行う者のことをいう。
- (2) 商品 広範囲かつ様々な手段の販路が見込まれる物のうち、市内で生産・収穫された資源を活用して製造された物又は市の特産品となる物のことをいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定めるいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 開発等を行う商品を複数年にわたり継続的に製造及び販売する計画がある事業者であること。
- (2) 開発等を行う商品の販路拡大に意欲を持って取り組む事業者であること。
- (3) 補助金交付対象者の認定を受けた日の属する会計年度の末日までに商品化できること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は補助対象者とならない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の合算額が 5 万円未満である者
- (3) 過去 2 年間にこの補助金の交付決定を受けた者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は商品の開発等に必要経費のうち次の各号に定めるものとする。

- (1) 専門家、アドバイザー等への謝金
- (2) 専門機関等へ各種検査・調査を委託する際の委託料
- (3) 試作品の製作を他者に委託する場合の委託料。ただし、販売を行うものは除

く。

- (4) パンフレット、チラシ、パッケージ等のデザイン制作料
- (5) パンフレット、チラシ等の印刷費
- (6) 試作品の制作に係る原材料費。ただし、販売を行うものは除く。
- (7) 試作品の製作に必要な機械等を借上げるために要する賃借料
- (8) その他市長が特に認めるもの

2 前項に該当する経費のうち、次に定めるものは補助対象経費から除く。

- (1) 消費税
- (2) 他の制度により補助金等の交付を受けたことがある経費又は受ける予定がある経費
- (3) その他市長が適当でないと認めるもの
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1項の補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の金額は切り捨てるものとする)とし、30万円を上限とする。ただし、前条第1項第2号に規定する経費に係る補助金の額については、10万円を上限とする。
(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、国東市商品開発・改良支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 商品開発等計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 営業許可書等の写し(許可を必要とする業種の場合)
- (4) 住民票(申請者が個人の場合)
- (5) 登記事項証明書(申請者が法人の場合)
- (6) 市税等に滞納がないことを証明する書類
- (7) 誓約書(様式第4号)

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、国東市商品開発・改良支援補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第8条 前条に規定する交付決定を受けた者のうち、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、国東市商品開発・改良支援補助金変更交付申請書(様式第6号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額に変更が生じるとき。
- (2) 補助対象経費に20パーセントを超える変更が生じるとき。
- (3) 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

(変更交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、変更を認めるときは、国東市商品開発・改良支援補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 事業者は、補助事業が完了したときは、国東市商品開発・改良支援補助金実績報告書兼請求書(様式第 8 号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 商品開発等報告書(様式第 9 号)
- (2) 収支決算書(様式第 10 号)
- (3) 補助対象経費の支払いを証する領収書等の写し
- (4) 国東市開発・改良補助金交付決定通知書の写し

(補助金の交付)

第 11 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査し、適当と認める場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。